比較情報を更新するかどうかの判断

2025 年 5 月 30 日公表

目　的

1.　本文書は、比較情報を更新するかどうかを検討するにあたり参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード
比較情報の更新、見積りの変更

何が求められているのか

2.　SSBJ 基準は、前報告期間に開示された見積りの数値について、当報告期間に新規の情報を入手し、その情報が前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、原則として新規の情報を反映して比較対象の数値を更新することを求めています。

> 前報告期間に開示された見積りの数値に関連して、当報告期間において新規の情報を入手し、当該情報が前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、第 75 項に該当するときを除き、次の事項を開示しなければならない。（適用基準第 74 項）
> (1)　新規の情報を反映して更新された比較対象の数値
> (2)　前報告期間に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異
> (3)　比較対象の数値を更新した理由

> 第 74 項の定めを適用するにあたり、次のいずれかに該当する場合には、比較対象の数値を更新する必要はない。
> (1)　比較対象の数値を更新することが実務上不可能である場合
> (2)　見積りの数値が将来予測的なものである（すなわち、将来起こり得る取引、事象及び他の状況に関連するものである）場合
> なお、事後的判断の使用を伴わない場合、将来予測的な指標に関する比較対象の数値を更新することができる。（適用基準第 75 項）

3.　ここで、新規に入手した情報が前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合とは、例えば、前報告期間においては報告企業が見積りに基づき算定していた数値について、当報告期間においてバリュー・チェーンから直接測定した前報告期間の数値を入手した場合などが考えられます。

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

なぜ比較情報の更新が求められるのか

4. 本資料第 2 項のサステナビリティ関連財務開示の比較情報を更新する方法は、財務諸表における見積りの変更に対応する方法とは異なっています。財務諸表における見積りの変更は、会計基準の定めに従い、変更の影響を受ける当報告期間及び将来の報告期間（すなわち、変更があった報告期間）に認識します。この方法では、比較情報は更新されず、見積りの変更（例えば、資産の耐用年数、公正価値及び予想信用損失に関する見積りの変更）は、複式簿記を通じて、当報告期間の純損益及び資本に反映されると考えられます。

5. 一方、サステナビリティ関連財務開示（例えば、スコープ 3 温室効果ガス排出）においては、見積り及び指標は資本に影響を与えず、また、変更した見積りを反映するにあたり比較情報を更新することにより、トレンドに関する最善の情報を主要な利用者に提供する可能性があると考えられます（適用基準 BC149 項）。

6. このため、SSBJ 基準は、ISSB 基準と同様に、当報告期間の情報を変更するのではなく、前報告期間に関する見積りの変更を反映するために比較情報を更新した方が、より有用な情報を提供することになると判断し、比較対象の見積りの数値を更新することを要求しています（適用基準 BC150 項）。

比較情報の更新を行う場合

7. 比較情報の数値の更新は、本資料第 2 項に記載のとおり、新規の情報が前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合に求められますが、比較対象の数値を更新することが実務上不可能である場合又は見積りの数値が将来予測的なものである（すなわち、将来起こり得る取引、事象及び他の状況に関連するものである）場合には、比較対象の数値を更新する必要はありません。

8. また、ISSB 基準では、比較対象の見積りの数値を更新することが要求されるのは、見積りの変更に関する情報に重要性がある場合とされており、SSBJ 基準においても同様の考え方を取り入れています（適用基準 BC151 項）。したがって、当報告期間に入手した前報告期間に関する新規の情報について、比較対象の見積りの数値をすべて更新する必要はなく、重要性がある場合に更新することになると考えられます。

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以　上

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。